

稅務會計入門

—十四訂版—



税務会計入門

— 十四訂版 —

長谷川忠一著

同文館

著者略歴

長谷川 忠一

昭和26年早稲田大学大学院修了。現在、駒沢大学教授
兼大学院商学研究科委員長。早稲田大学大学院商学研
究科非常勤講師。商学博士。

主要著書：「簿記会計実務」（上）（下）（通信教育講座）東
文堂、「今日の会计学」（共著）有信堂、「株式会社会計」
（共著）中央経済社、「近代税務会計論」ダイヤモンド社、
「近代税務監査論」税務経理協会、「決算報告書会計」中央
経済社、「税務監査の基礎理論」同文館、「決算会計の理
論と実務」中央経済社。

現住所：東京都目黒区下目黒5丁目29番14号

昭和43年1月20日	初版発行
昭和44年3月20日	改訂版発行
昭和45年3月1日	三訂版発行
昭和46年4月20日	四訂版発行
昭和48年4月20日	五訂版発行
昭和49年1月10日	六訂版発行
昭和50年3月1日	七訂版発行
昭和51年3月15日	八訂版発行
昭和52年3月15日	九訂版発行
昭和53年3月31日	十訂版発行
昭和54年3月15日	十一訂版発行
昭和55年3月15日	十二訂版発行
昭和56年3月5日	十三訂版発行
昭和57年1月25日	十四訂版発行

＜換印省略＞
略称—税務会計(十四)

税務会計入門(十四訂版) 定価 ¥2,500

著者 長谷川 忠一
発行者 中 島 朝 彦

発行所 同文館出版株式会社

東京都千代田区神田神保町 1-41 ☎ 101
電話(東京)294-1801～6 振替東京0-42935

© C. HASEGAWA 1968

印刷：佐久間印刷
製本：トキワ製本

ISBN 4-495-11884-6

十四訂に際して

昭和56年度の税制改正は、税制調査会の「財政体質を改善するために税制上とるべき方策」と「昭和56年度の税制改正に関する答申」を踏まえて、「昭和56年度税制改正要綱」が閣議決定され、これに基づく税法改正法律案が国会審議を経て公布施行された。

本年度税制改正の基本的な考え方は、現在のような財政の異常を是正することは国民的課題であること、高度成長期に生じた歳出の増加傾向を是正し、財政体質を強化改善するためには徹底した歳出の節減合理化が必要不可欠であること、本年度に若干の自然増収が見込まれるとしても、国債等の減額に充てられるため、経費を節減しても、なお不足する財源は増税によらざるをえないこと、この場合の増税は、法人税を始めとする既存の税目について必要な増収措置を講ずること、また、現行税制の基本的枠組みのなかで徹底した見直しを加えるとともに、期限の到来する特別措置を中心にその洗い直しを行い、税負担の公平をさらに推進するというものであった。

かかる基本的構想のもとに、種々の改正が行われたが、本書に最も関係が深い部分を摘記すれば、まず、法人税関係では、(1) 税率が一律2パーセント引上げられたことと、中小法人に対する軽減税率適用所得限度が年800万円に引上げられたこと。(2) 金融保険業に対する貸倒引当金の法定繰入率が3パーセントに引下げられたこと。(3) 特別修繕引当金の繰入限度額を「前回の特別修繕費の額」として計算の合理化が図られたこと。(4) 製品保証等引当金の対象業種に磁気映像プレーヤー又は磁気映像録画機と電波調理器の製造業が追加されたこと。(5) 圧縮記帳の対象となる国庫補助金等に、国の補助を受けて国鉄が交付する交付金と畜産振興事業団の補

Ⅱ

助金が追加されたこと。(6) 同族会社の留保金課税を行う場合の控除住民税額を、法人税額から特別税額控除額を差引いた後の金額の20.7パーセント相当額とすること。(7) その他、公益法人等の収益事業の範囲に若干の改正が行われたことなどである。また、法人税関係の特別措置では、(1) 特別償却の対象設備の縮減、取得価額の最低限度額の引上げと特別償却割合の引下げ、(2) 準備金関係では、その積立率の引下げ、(3) 交際費関係では前年同期の超過支出額を全額損金不算入とするなどの課税強化が行われたが、その反面には、現下の急務とされている省エネルギー対策の促進に資するため、3年間限りの特別措置として、「エネルギー対策促進税制」が創設された。

このように、税制上の特別措置も現下の厳しい社会経済の実態に即応して、かなりきめの細かい見直しが行われた結果、昭和51年度からの6年間でその整理合理化割合は84.7パーセントに達し、昭和56年では上記の新設項目を含めて73項目にとどまっている。本書でもこれら企業関係税制の改正については、できるだけその内容を解説することに努めたが、何分にも改訂の作業は技術的な制約があるので、十分に意を尽せなかったところも少なくない。そこで、重要な改正点を採り入れた総合問題を作成し、そのなかで解説不足を補うことにしたので、読者諸賢は巻末に掲げた問題と解説によりいっそう総合的な理解を深められるよう望んでやまない。

昭和57年1月

著 者 識

序 文

税に関する問題は、古今東西を問わず、ひとしく国民の重大な関心事である。ことに、わが国では、これまでの賦課課税の制度から、自分の税金は、自分で計算して納めるといった申告納税制度となったため、いやしくも納税義務がある人々は、誰でも自らの納税義務を計算する知識、つまり、税務会計の完全な理解が絶対に必要不可欠なものとなった。すなわち、今日の税務会計は、旧時代の納税者が、徴税者の一方的な賦課徴収に甘んじていた当時のものとは違って、一部徴税官僚のためのものではなく、納税者国民のすべてが、自らの納税義務を計算するために必須のものとなったのである。

かかる納税者全般の必要性から、税務会計の重要性が学界および実務界から、最近とみに認識され、ほとんどの大学で正規の履修科目とされる一方、また実務界からも節税その他経営上の要請から、税務問題の精通者を待望する声が急速に高まってきた。

しかるに、税務会計自体の学問的成立の日がまだ浅いためか、これまでに出版された税務会計の類書は、いずれかといえば、税法通達の解説に終始し、あるいは税務計算手続にのみ力点がおかれたものが多く、真に近代的意義をもった税務会計の全般を体系的に説述したものは、ほとんど皆無といってもよい状態である。

かかる実情から、本書では、理論上も重要度が高く、実務上でも必要性が大きい株式会社の税務会計を中心に、大学その他で初めて税務会計を習得しようとする学生諸君と、すでに実務に従事している人々のために、法人税務の全般を平易かつ体系的に理解できるように意図して説述した。したがって、本書の構成も、まず最初の部分では、近代税務会計の輪郭と所得計算上の基礎的事項

を概説し、次いで法人税務に特有な各論的事項を順次解説した。もとより、これで全部を尽くしたわけではないが、税務会計に関する重要項目は、ほとんどこれを網羅したつもりである。

また現在、税務会計上の問題点とされている事項については、なるべく通説に従って説明し、これに必要な程度と範囲において、商法や企業会計原則にもふれ、これらとの比較検討も試みたが、しかし、事柄によっては自説を主とし、通説に従とした部分も少なくない。

それにまた、税務会計のもつ実践的性格を重視し、必要とおもわれる事項については、なるべく計算例を示して理解の便宜をはかるように心掛けた。

しかし、入門書としての性格と紙幅の都合から、相当量の解説と計算例を割愛せざるをえなかったため、いきおい論述不足の点や、幾分とも難解とおもわれる個所が散見される結果になったことは、いま省みて、まことに遺憾であった。この点は、いずれ他日を期したいとおもっている。

なお、本書の完成にあたっては、恩師 早稲田大学教授商学博士 佐藤孝一先生をはじめ早稲田大学の諸先生から、いつに変わらぬ温かいご激励と数多くのご忠言を賜わった。また、駒沢大学講師 飯岡透先生からは、本書の全般にわたって有効適切な資料の提供と有益な助言を頂くとともに、さきに上梓した本書の姉妹書『近代税務会計論』に引続き、煩さな引用条文の検索と照合、確認に絶大なご協力を得たことは、本書の正確性をいっそう高めることになった。さらにまた、早稲田大学商学修士 細川昌嗣君にも、原稿の浄書や校正および索引の作成などに多大のご援助を頂いた。ここに、その事実をしるして、改めて感謝の意を表したい。

昭和42年初秋

著 者

目 次

序 文

第1章 総 説	15
第1節 申告納税制度と税務会計	15
1. 税務会計の近代的意義	15
2. 税務会計の特質	16
第2節 税務会計の研究領域	17
1. 税務会計の研究対象	17
2. 税務会計と隣接諸学	18
(1) 税務会計と租税法 (18) (2) 税務会計と企業会計 (19)	
(3) 税務会計と商法 (19)	
第3節 納税原則と税務会計原則	21
1. 納税原則の意義と内容	21
(1) 負担公平の原則 (23) (2) 応能負担の原則 (23) (3) 適法性の原則 (23)	
2. 税務会計原則の性格と生成基盤	24
3. 近代科学としての税務会計学	25
第2章 所得計算原理と所得概念	28
第1節 税制上の租税主体概念	28
1. 租税主体の意義	28
2. 法人擬制説と法人実在説	29
第2節 税法上の所得計算原理	30
1. 所得計算の基本規定と会計慣行	30

2. 権利確定主義と純財産増加法	32
3. 課税所得概念の基盤と根拠	33
第3節 税法上の課税所得概念	35
1. 課税所得概念の推移と展開	35
2. 課税所得の構造と内容	36
3. 政策的所得の特質と税務会計政策	38
第3章 税 務 収 益	41
第1節 税務収益の意義と認識基準	41
1. 税法上の益金概念	41
2. 税務収益の認識基準と年度帰属	41
第2節 販売収益と特殊販売収益	42
1. たな卸資産収益の計上基準	42
2. 売上値引・返品と売上割戻し	43
3. 特殊販売収益	44
(1) 割賦販売 (44) (2) 延払条件付譲渡または請負 (46)	
(3) 委託販売 (47) (4) 試用販売 (47) (5) 予約販売 (48)	
(6) 賃貸条件付販売 (48)	
第3節 長期請負工事収益	49
1. 長期請負収益の意義と計上基準	49
2. 工事完成基準と工事原価	49
(1) 工事原価の確定 (50) (2) 工事収入・工事原価の見積計算 (51)	
3. 工事進行基準による収益の計上	51
第4節 益金不算入項目	53
1. 益金不算入項目の意義と範囲	53
2. 益金不算入項目の内容	54
(1) 受 贈 益 (54) (2) 資産評価益 (55) (3) 還付金等 (55)	
(4) 利益積立金額 (56) (5) 租税政策に基づく特例 (56)	

第4章 税 務 費 用	58
第1節 税務費用の意義および範囲	58
1. 税法上の損金概念	58
2. 非控除損金の意義と範囲	59
第2節 役員報酬・賞与および退職給与金	60
1. 役員報酬・賞与の意義	60
2. 役員および使用人兼務役員の意義と範囲	61
3. 過大報酬・賞与および退職給与金の損金不算入	61
(1) 役員報酬 (61) (2) 役員賞与 (62) (3) 退職給与金 (63)	
第3節 交際費および寄付金	64
1. 交際費等の意義と範囲	64
2. 過大交際費の損金不算入	66
3. 寄付金の意義と範囲	67
4. 寄付金損金算入の時期と限度額	68
第4節 租税公課・罰料金および資産評価損	70
1. 租税公課・罰料金の意義と特質	70
2. 租税公課・罰料金の損金不算入	71
3. 資産評価損の損金不算入	72
第5節 繰越欠損金および繰越損失金	74
1. 欠損金の繰越控除と繰戻控除	74
2. 繰越欠損金および繰越損失金の損金算入	75
3. その他の繰越控除	76
(1) 資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の繰越控除 (76)	
(2) その他の特例による欠損金の繰越控除 (77)	
第5章 有価証券の評価と配当	79
第1節 有価証券の意義および評価	79

1. 有価証券の意義と範囲	79
2. 有価証券の評価方法と帳簿価額	80
第2節 有価証券の取得価額	82
1. 取得の態様と取得価額の一般原則	82
2. 身代り株式等の取得価額	83
第3節 有価証券と受取配当金	91
1. 受取配当金の益金不算入	91
2. みなし配当の態様と益金不算入額の計算	93
(1) 減資の場合 (93) (2) 解散の場合 (94) (3) 合併の場合 (94)	
(4) 利益積立金額を資本または出資金額に組入れた場合 (95)	
(5) 利益により株式を消却した場合 (96) (6) 清算中の法人が継続または合併した場合 (98)	
第6章 たな卸資産と原価配分	100
第1節 税務たな卸資産の意義および範囲	100
1. たな卸資産の範囲	100
2. 劣化資産の性格と税務取扱	101
第2節 たな卸資産の取得価額	103
1. 購入たな卸資産の取得価額	103
2. 生産たな卸資産の取得価額	104
(1) 完成品の取得価額 (104) (2) 副産品・連産品等の取得価額 (106)	
3. 購入以外によるたな卸資産の取得価額	107
第3節 たな卸資産の評価方法	108
1. たな卸資産の数量計算	108
2. 原 価 法	110
(1) 個別法 (110) (2) 先入先出法 (110) (3) 後入先出法 (111)	
(4) 平均法 (112) (5) 最終仕入原価法 (114) (6) 売価還元法 (115)	
3. 低 価 法	116
4. 評価方法の選定と変更	117

第4節 原価差額の調整	118
1. 原価差額調整計算の意義と特質	118
2. 原価差額の調整計算	121
(1) 原価差額調整要否の判定 (122)	
(2) 原価差額の調整方法 (124)	
第7章 固定資産と減価償却	126
第1節 固定資産の意義および範囲	126
1. 減価償却資産の種類と内容	126
2. 減価償却の財務的效果と特別償却制度	127
第2節 減価償却の計算要素と償却方法	128
1. 減価償却の計算要素	128
(1) 取得価額 (129) (2) 耐用年数 (132) (3) 残存価額 (135)	
2. 減価償却方法の選定	136
(1) 定額法 (136) (2) 定率法 (136) (3) 生産高比例法 (137)	
3. 償却限度額と償却超過額の処理法	139
4. 特別償却制度	141
第3節 繰延資産の償却	144
1. 繰延資産の意義および範囲	144
(1) 創業費 (145) (2) 建設利息 (145) (3) 開業費 (146) (4) 試験研究費 (146) (5) 開発費 (146) (6) 新株発行費 (147) (7) 社債発行費 (147) (8) 社債発行差金 (147) (9) その他の繰延資産 (147)	
2. 繰延資産の償却	148
第8章 圧縮記帳制度	150
第1節 圧縮記帳制度の意義	150
1. 圧縮記帳制度の意義および効果	150
2. 圧縮記帳制度と特定引当金	152

第2節 圧縮記帳の方法	157
1. 国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳	157
2. 工事負担金等で取得した固定資産の圧縮記帳	161
3. 保険金等で取得した固定資産の圧縮記帳	162
4. 交換等により取得した固定資産の圧縮記帳	166
5. 特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮記帳	167
第9章 引当金および準備金	169
第1節 税法上の引当金・準備金の意義および特質	169
1. 引当金・準備金の意義	169
2. 引当金・準備金と特定引当金	170
3. 引当金・準備金の種類と特質	172
第2節 洗替方式引当金	173
1. 貸倒引当金	173
2. 返品調整引当金	176
3. 賞与引当金	179
4. 製品保証等引当金	180
第3節 累積方式引当金	180
1. 退職給与引当金	180
2. 特別修繕引当金	183
第4節 偶発損失準備金	184
1. 価格変動準備金	184
2. 中小企業等海外市場開拓準備金	187
第10章 資本および積立金額	189
第1節 税法上の資本概念	189
1. 「資本等の金額」の意義	189
2. 資本等取引の特質と内容	190

第2節 資本積立金額の内容	192
1. 資本積立金額の意義と規制内容	192
(1) 額面超過金 (192) (2) 払込剰余金 (193) (3) 協同組合等の加入金 (193) (4) 減資差益金 (193) (5) 再評価積立金 (194)	
(6) 合併差益金のうち被合併法人の資本積立金額および合併減資差益金 (195)	
(7) 医療法人の設立にあたっての受贈益 (199)	
第3節 利益積立金額の内容	200
1. 利益積立金額の意義と特質	200
2. 利益積立金額の規制内容	201
第11章 同族会社と留保所得課税	204
第1節 同族会社の概念と負担公平の原則	204
1. 同族会社の意義と範囲	204
2. 同族会社の判定方法	207
第2節 同族会社の行為・計算否認規定	211
1. 同族会社と実質課税の原則	211
2. 行為・計算否認規定の内容	213
第3節 同族会社と不当留保課税制度	214
1. 不当留保所得課税の目的	214
2. 留保所得課税制度の内容	215
第12章 税務調整と納税申告	220
第1節 確定決算基準と税務調整	220
1. 確定決算基準の意義	220
2. 税務調整の種類と役割	221
第2節 税務調整事項の内容	223
1. 決算調整事項	223
(1) 資産評価損の損金算入 (223) (2) 減価償却資産等の減価償却費の損金算入 (223) (3) 取得資産等の圧縮額の損金算入 (224) (4) 引当	

金・準備金等の損金算入 (225) (5) その他の特例 (225)	
2. 申告調整事項	225
3. 更正・決定処分等と税務調整	227
4. 税務調整の効果と限界	231
第3節 納付税額の算定と納税申告	232
1. 納税申告書の意義とその基本構造	232
(1) 中間申告書 (232) (2) 確定申告書 (233)	
2. 試験研究費が増加した場合の法人税額の特別控除	234
3. 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人 税額の還付または控除	236
4. 土地の譲渡益等がある場合の特別課税	238
5. 省エネルギー設備等を取得した場合の特別償却又は 法人税額の特別控除制度	242
6. 改正商法の施行に伴う法人税関係法令及び取扱いの整備	244
(1) 確定申告書の提出期限の延長 (244) (2) 延納の特例制度 (245)	
(3) 中間配当制度の導入 (246) (4) 有償無償抱合せ増資 (247) (5) 1年 決算への移行に伴う仮決算申告の税務取扱い (249)	
①仮決算における損金経理の意義 ②負債利子控除額等の計算方法の適用 ③ 中間事業年度における基準年度の特例 ④準備金等の経理方法 ⑤中間申告書 の提出期限 ⑥6月ごと後入先出法等 ⑦原価差額の調整期間と簡便調整方法 の適用 ⑧減価償却費の積上げ計算 ⑨中古資産の耐用年数の見積り ⑩増加 償却の適用 ⑪期中取得資産の2分の1簡便法の適用	
7. 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例	254
8. 課税所得および税額の計算と申告	256
総合問題と解説	258
昭和57年度の税制改正に関する答申 (税制調査会)	321
昭和57年度税制改正の大綱 (大蔵省)	327
索引	331

凡 例

法……法人税法

令……法人税法施行令

規……法人税法施行規則

基通……法人税取扱基本通達

個通……法人税取扱個別通達

措法……租税特別措置法

措令……租税特別措置法施行令

通則法……国税通則法

民……民法

商……商法

商法規則……株式会社の貸借対照表，損益計算書及び附属明細書に関する規則

財務諸表規則……財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則

財務諸表規則取扱要領……財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則取扱要領

税法調整意見書……税法と企業会計との調整に関する意見書

連続意見書……企業会計原則と関係諸法令との調整に関する意見書

差異及び調整報告書……企業利益と課税所得との差異及びその調整について（昭和41年5月26日）

資本組入法……株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律（昭和26年法律第143号）

監査特例法……株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年4月2日法律第22号）

＊ 法令・通達等は昭和56年6月1日現在施行のものによった。

